

都民からの意見書の概要

る。

イオンは大きな公園ばかりを表記しているが、地域に密着した小公園に対しては、あえて調査を控えているのではないか?

事業者の見解

けることはないと考えています。また、計画地の南西から北にかけて、東京都による「雑木林のみち（南沢・南町コース）」が通っていますが、本事業の実施によって分断されることはありません。したがって、本事業が計画地周辺の自然との触れ合い活動の場の持つ機能を阻害することはないことから、自然との触れ合い活動の場については環境影響評価の項目としていません。

なお、交通渋滞については、混雑度や交差点需要率といった指標により評価した結果、平日、休日ともに渋滞の発生はないと予測されました。また、本事業においては、大店立地法に基づく必要駐車台数を超える駐車場を確保する計画です。また、必要に応じて周辺道路等にも交通誘導員を配置するなどの対応を実施します。

13.1.9 環境影響評価【その他】

都民からの意見書の概要

1. 排熱による影響に関する意見

事業者の見解

1) 評価項目について：排熱による温度上昇

評価項目の中に、排気・排熱による温度上昇がないのはなぜなのでしょうか。

この商業施設は広範な地域からの車使用の集客を前提としています。当然排気ガスと同時に排気熱も相当量出るはずです。

また、今夏のような酷暑の期間中ずっと巨大な施設全体を冷房し続け、その膨大な排熱も朝早くから深夜まで放出し続けることになります。

その結果周辺地区的温度上昇は避けられません。これも重大な環境変化ではないでしょうか。

動植物に対する影響はなしとされていますが、昨今の温暖化による環境異変は気象だけではなく、自然界全体に大きな影響を与えることはすでに衆知のことです。

排熱量の予測、温度変化及び近隣住民の生活環境と動植物への影響も考慮したその結果の予測調査を望みます。

また、この施設が三方を住宅地に囲まれることを念頭に置いた上で、施設の排気・排熱設備がどの場所のどの方向に向けて設置されるのかを明確に表示して下さい。

2) 廃熱による環境への影響、被害に関して項目さえ作っていない。本事業ほどの規模、および周辺を低層住宅地に囲まれた立地条件を考えた場合、当然調査すべき項目である。このように、選定すべき項目を調査しなかったり項目さえ作成しなかったりと、イオンの企業としての良識を問われるものと思われる。

3) <温度変化>

施設排熱と車両排熱の予測をすべき。またそれに伴う気温変化影響を評価すべき。

4) 廃熱による環境への影響

本事業は、東京都環境影響評価条例に定められた手続きを実施しています。予測評価等の対象は、同条例施行規則第6条に定められた17の環境影響評価項目から選定しています。

計画店舗で使用するエネルギーは電気を基本とし、熱源施設に氷蓄熱方式を採用する予定です。蓄熱槽に氷や冷水を貯えるのは、昼間に比べ涼しい夜間にあります。排熱は温水等にして使用します。飲食店からの排気に関する具体的な位置は、今後詳細な設計を進める中で検討されますが、屋上駐車場まで引き上げ拡散させる予定です。

なお、建物や駐車場には、蓄熱しにくい素材や反射性の高い塗料の使用などを今後検討します。

廃熱が環境へ及ぼす影響については評価が無い事はおかしい。

これだけの大きな施設が朝9時から夜間23時過ぎまで営業し、しかも冷房装置は24時間のフル稼働である。この結果周辺に排出される廃熱により周辺気温は大なく影響を受ける。本事業施設の廃熱と車両廃熱量の予測とその結果による気温変化影響の評価は必要である。

5) <温度変化>

排熱によるが環境影響の評価項目に上がらないのは何故でありますか。車両通行量が増えれば排気熱による温度上昇が、また計画の規模の施設が朝9時以前から夜中11時過ぎまで冷房装置を稼働させ、施設外に排気を放熱し続けた場合の温度上昇も予測され、この両者により周辺気温は大きく影響されると考えます。よって本事業施設の排熱と車両排熱量の予測とその結果による気温変化影響を評価していただきたい。

2. 光化学スモッグに関する意見

1) 光化学スモッグについて発生予測調査項目に加えて下さい。

2) 光化学スモッグについて発生予測調査の実施を求めます。

光化学スモッグは自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素が原因物質で発生することが証明されています。

現況においても当地は光化学スモッグ注意報が多数発令されていますので、さらに一層深刻化することが懸念されます。

3) 光化学スモッグについて発生予測調査項目に加えることを求めるものです。現況においても光化学スモッグが発生しており、いっそう深刻化することが心配されています。光化学スモッグの原因として自動車の排気ガスが与える影響が大きいことはすでに明らかとなっています。

地域住民の健康と安全に大きな影響を与える光化学スモッグの発生を抑制するためにもその予測調査を行なうことを強く求めるものです。

4) 光化学スモッグの発生予測調査はありません。追加調査が必要です。

3. 交通渋滞の予測に関する意見

1) 周辺主要道路が非常に狭く、現在でも渋滞を引き起こしているのに、渋滞予測がなされていないのはなぜ?

2) 「交通渋滞に伴う生活環境の破壊」を環境影響評価項目に設定すること

環境影響評価書案は2006年2月の「調査計画書」縦覧に基づいて提出された都民(東久留米市民および西東京市民)の意見書、東久留米市長および西東京市長の意見、都知事の意見で指摘されているにもかかわらず、今回、それらの指摘を無視・軽視した評価書案が提出されました。特に両市の市民からの指摘は、せんじ詰めれば、来店車両などの関連車両と一般交通車

「東京都環境影響評価技術指針」では、予測物質から除かれる反応二次生成物質として、大気汚染物質相互間、大気の正常成分との反応、太陽の強い紫外線の照射等による光化学反応等によって生成する物質のうちで、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていない物質の例として光化学オキシダントが示されています。

よって、予測評価の項目としていません。

本事業は、東京都環境影響評価条例に定められた手続きを実施しています。予測評価等の対象は、同条例施行規則第6条に定められた17の環境影響評価項目から選定しています。

交通渋滞については、混雑度と交差点需要率が基準(混雑度1.0程度以下、交差点需要率:0.9未満)を下回っているため、交通処理が可能と考えられ、結果は評価書案及び変更届に示しています。また、本事業においては、大店立地法に基づく必要駐車台数を超える駐車場を確保しています。

都民からの意見書の概要

両の輻輳により広範囲の関連道路に発生する渋滞と、それがもたらすさまざまな生活環境破壊です。これについて、環境影響評価項目として取り上げず、その調査・対策が全く行われていません。イオンの「イオン環境理念」に表明している「お客様を原点に平和を追及し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というグループ理念に反するだけでなく、そのために、「地域の方々とのパートナーシップを育み、循環型社会の構築を目指します」という在り方にも矛盾するものです。

3) 五小通りの車道はイオン予定地前以外は狭いままだから、渋滞は必至です。その影響予測をすべきです。

4) 2年前に都民（東久留米市民・西東京市民）東久留米市長、西東京市長の意見、と知事の意見で指摘されているにもかかわらず、今回それらの指摘を無視、軽視した評価書案が提出されました。

来店車両などの関連車両と一般交通車両の輻輳により広範囲の関連道路に発生する渋滞とそれがもたらすさまざまな生活環境破壊です。これについて環境影響評価項目として取り上げず、その調査、対策が全く行われていません。

イオンの「イオン環境理念」に表明している「お客様の原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というグループ理念に反するだけでなく、そのために「地域の方々とのパートナーシップを育み循環型社会の構築を目指します」という在り方にも矛盾するものです。

5) 環境評価書案の項目に、交通渋滞における住民への環境悪化の項目がないのが信じられません。交通渋滞は、大気汚染だけを引き起こすものではありません。

以上をもちましても、この規模の大SCがこの地に建設されるのはとても容認できません。都として、評議会において厳正に審議される事を望みます。

6) 「交通渋滞に伴う生活環境の破壊」を環境影響評価項目に設定すること

環境影響評価書案は、2006年2月の「調査計画書」縦覧に基づいて提出された都民（東久留米市民および西東京市民）の意見書、東久留米市長および西東京市長の意見、都知事の意見で指摘されているにもかかわらず、今回、それらの指摘を無視・軽視した評価書案が提出されました。特に両市の市民からの指摘は、せんじ詰めれば、来店車両などの関連車両一般交通車両の輻輳により広範囲の関連道路に発生する渋滞と、それがもたらすさまざまな生活環境破壊です。これについて、環境影響評価項目として取り上げず、その調査・対策が全く行われていません。イオンの「イオン環境理念」に表明している「お客様を原点に平和を追及し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というグループ理念に反するだけでなく、そのために、「地域の方々とのパートナーシップを育み、循環型社会の構築を目指します」という在り方にも矛盾するものです。

7) 五小通りの車道はイオン予定地前以外は狭いままだから、渋滞は必至です。その影響予測をすべきです。

事業者の見解

なお、必要に応じて周辺道路等にも交通誘導員を配置するなどの対応を実施します。

8) イオンは出店の回避をすべきである。そうでなければ、イオンは周辺住民との強調をはかり、交通渋滞に関する環境影響評価を徹底し、周辺地域の荒廃を起こさせない手段をとるべきである。周辺住民を納得させなければならない。

そして、東京都はそれをしっかりと行なわせなければならない。

4. 光害に関する意見（照明計画含む）

1) 環境影響評価項目に「光の周辺環境への影響」が抽出されていない点

当該事業の施設の営業時間が夜間 23 時までであり、駐車場利用時間が 23 時 30 分までであることからして、施設の照明等が周辺環境にあたえる影響についても、事前に十分評価・予測すべきと考える。

2) 照明計画 (P40)

当該隣接地域は住居専用地域である。夜間の照明については住環境に多大な負担を強いることとなり、敷地外の不必要な照射を行わないのは当然である。また、当該施設の店舗照明（間接照明も含む）など光度なども具体的に示し、営業時間終了後は速やかに宣伝目的の照明は消灯し、敷地内の安全を確保する程度とすることを明記すべきである。

3) 夜間の光害

現在のここの近辺には・かわせみ・かるがも・ほたる・かっこう等の希少動物のみならず、おおくの生き物が棲む自然環境の良い街です。

このような所で夜中まで営業の電気が点灯した場合、このような自然生態に大きな影響が予測されます。

夜間 23 時までの営業を予定している事からも、光の周辺環境への影響の評価は行わなければならない。

4) 【照明計画】

当該近接地域は住居専用地域であります。夜間の照明については住環境の変化に多大な影響を与えるものであり、敷地外の不必要な照射を行わないことを望みます。当該施設の店舗照明（間接照明も含む）など光度なども具体的に示し、営業時間終了後は宣伝目的の照明は消灯し、敷地内の安全を確保する程度とすることを明示していただきたい。

5) 照明計画

「評価書案」本編、P40 に事業構想の(9)として照明計画に関して「周辺地域への光害に配慮して、敷地外への不必要な照射は行わない」としているが敷地内の照明が敷地外にどの程度間接的に影響をあたえるのか P52 に記載のある駐車場、駐車場棟における対策のほかは不明である。

具体的な照明計画、照度に関する数値、営業終了後の照明等についての説明を求めたい。

照明は、施設内の誘導照明、各種店舗サイン等、歩行者通路への照明、駐車場照明等を計画しています。照明器具には、より高効率な Hf 型蛍光灯等を積極的に使用します。

また、周辺地域への光害に配慮して、敷地外への不必要な照射は行わない計画とし、平面駐車場の周囲には盛土と植栽を施す予定です。駐車場棟や屋上駐車場、ブリッジ、スロープの周囲には壁を設置するとともに、駐車場棟のスロープのうち、走行車両のライトが外部に漏れる可能性のある部分は壁でふさぐなどの配慮を行う予定です。

なお、照明による影響については、東京都環境影響評価条例の環境影響評価項目ではありません。

13.1.10 説明会

1) 評価書案説明会の会場に関する意見

都民からの意見書の概要

1) 住民説明会について

環境影響評価に対する住民説明会は本来当該地域にて行うこととされていますが、事業者の都合により当該地域より遠く離れた場所で行われました。当該地域からはバス便も大変不便な場所であった為、参加出来なかつた高齢者の方が多いいました。事業者は過去に住民説明会を当該地区のクラブハウスにて実施したことがあり、説明会回数などを調整することにより当該地域で実施することは出来たのではないでしょうか？

また、真にやむ得ない事情がある場合にはその旨を住民に説明し、当該地区からのシャトルバスを運行するなどの対策が出来た筈です。当該の地域にて説明会を実施し周辺住民の疑問点に答えるべきである。

2) 住民説明会の開催場所について

住民説明会の趣旨として、まず該当地域での開催を優先すべきと思いますが、今回のイオンの説明会は地元から遠く離れた行きにくい場所で行われました。様々な事情で遠くまで出かけにくい地元住民も多く、実際に参加できなかつた知人があります。

イオンは意図的に大きな利害を持つ地元住民を排除したと感じました。

このような住民説明会は本当に有効なのか強い疑問を持ちます。

3) 今回の環境アセスメントの住民説明会の会場も（東久留米の西部地域センターと西東京市の田無ホール）この地域に市の施設の南部地域センターがあるにもかかわらず出店予定地からかなり離れたところでした。このことはイオンがこの環境アセスメントを住民たちに真摯に説明をしようという気持ちのないことの現れでしょう。再度関係地域にある南部地域センターでの説明会の開催を強く求めます。

4) 環境アセスメントの住民説明会の会場が適切でない

住民説明会は、東久留米市の西部地域センター（8月2日）、および西東京市田無ホール（8月5日）に行われました。予定地域内には市の施設である南部地域センターがあるにもかかわらずどちらの会場も建設予定地から2kmも離れたところが会場となりました。このことは、イオンが地域の住民に真摯に環境影響について理解を求める説明をしようとしていることの表れです。再度南部地域センターでの説明会が必要です。

5) 環境アセスメントの住民説明会会場の位置が適正を欠いています。

6) 環境アセスメントの住民説明会場の位置が適正を欠く問題

住民説明会は東久留米市の西部地域センターおよび西東京市田無ホールで行われました。どちらの会場も出店予定地から2km離れた会場です。予定地域内には東久留米市の南部地域センターがあります。昼・夜の2回説明会を開催すれば地域住民が安心して多数参加することが出来ました。都条例にもとづく説明会の開催を関係地域内の南部地域センターで行う

事業者の見解

説明会の会場が計画地から2km程離れた場所となったため、計画地周辺にお住いの方々にはご足労をおかけいたしました。

会場の選定に当たっては、東久留米市、西東京市の両市の関係地域内を優先して探してきましたが、市外の民間企業が借りられる場所に制約があったこと、平成20年5月に東久留米市が実施した都市計画の説明会での参加者数約150～180人程度を参考に、一度に200人程度の来場者数に対応できることを条件に絞り込んでいった結果、残念ながら関係地域内では該当箇所がありませんでした。

東京都環境影響評価条例第53条において「事業段階関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、事業段階関係地域の周辺の地域において説明会を開催することができる」とされているため、条件にある会場のうち計画地にできるだけ近い会場を候補とし、東京都に確認の上、当該会場にて開催しました。

ことを強く求めます。

7) 環境アセスメントの住民説明会会場の位置が適正を欠く

住民説明会は8月2日と8月5日行われました。どちらの出店予定地から約2kmも離れた会場でした。私は往復700円の交通費をかけて参加しました。

予定地域内には東久留米市の南部地域センターがあります。昼・夜の二回説明会を開催すれば、地域住民が安心して多数参加することができました。都条例にもとづく説明会の開催を行うべく関係地域内の南部地域センターでの説明会の開催をもう一度強く求めるものです。

8) 8月2日に東久留米市の西部地域センターで、8月5日、西東京市田無ホールで住民説明会がありました。どちらの会場も出店予定地から約2kmも離れた会場です。都条例で義務付けている「関係地域内の説明会」は、地域住民が参加しやすい東久留米市の南部地域センターでの開催を強く求めます。

9) 環境アセスメントの住民説明会会場の位置が適性を欠く問題。

住民説明会は、東久留米市の西部地域センター（8月2日）、及び西東京市田無ホール（8月5日）で行われました。出店予定地内の南部地域センター（東久留米市）を避け、どちらの会場も出店予定地から約2kmも離れています。昼・夜の2回説明会を開催すればより多くの地域住民が参加することができました。都条例に基づく説明会の開催を関係地域内の南部地域センターでの説明会の開催を強く求めます。

10) 環境アセスメントの住民説明会は、東久留米の西部地域センター（8月2日）、西東京市田無ホール（8月5日）でおこなわれましたが、どちらの会場も出店予定地から約2kmも離れています。都条例にもとづく説明会を関係地域内の南部地域センターで開催するよう、つよくもとめます。

11) 予定地の住民が参加しにくい場所で行われた説明会のやり直しを求めます。何回でも分けてやればできることです。

12) 先日イオンによる「環境アセスメントの住民説明会」が行われましたが、2つの会場とも出店予定地からはとても遠いし、西部地域センターはバスの便も非常に悪い所でした。

イオンは公共の場所は使えないと言っていましたが、西部地域センターも市の建物です。

わざと遠い場所に設定したとしか思えません。地域住民のことなどは考えていないようです。

13) 8月に開催された住民説明会につきましても、周辺住民が参加できる場所で行われなかつたことに、とても不信感を覚えます。異議があるなら来い…といった居丈高な姿勢を感じます。

近隣地域での説明会の開催をお願いいたします。

14) 出店予定地から遠く離れた会場での住民説明会の開催。開通のメドがまったく立たない状況にある、市道110号線が開通していることを前提にしての今回の「評価案」は、不当であり、無効といわざるをえま

都民からの意見書の概要

せん。

事業者の見解

15) 住民説明会が都条例の趣旨に反して説明会会場として不適切です。関係地域内で説明会を開催すべきです。

16) 2回開かれた住民説明会の開催場所が建設予定地の住民の方が参加するには不便な2km以上も離れた西部地域センター、隣町の西東京市のコール田無でおこなわれました。予定地内には説明会を開催する会場となりうる公共施設があるのに、この様な説明会の開き方は住民の方に工事の内容を極力知られたくないとの不実の現われと疑われても致し方ないことです。

17) 住民説明会をやり直すことを求めます

都環境アセスメント条例では関係地域内において住民説明会の開催を事業者に義務付けております。ところが、今回イオン株式会社は、住民説明会を出店予定地から2キロメートルも離れた会場において実施しました。

地域内に東久留米市立南部地域センターがあり、これまで、イオンも、東久留米市も説明会をその会場において行なってきました。今回、地域から遠くはなれ、公共交通が3回（バス・電車・バス）を乗り継がなければ行けない会場で開催したことは、条例に違反するものです。

そのために、高齢者をはじめとする多くの地域住民が参加できませんでした。説明会を地域内の会場において、やり直すことを強く求めるものです。

18) 住民が参加できる会場での住民説明会の開催を求める

環境アセスメントの住民説明会をイオン株式会社は、東久留米市内の滝山にある市立西部地域センターで実施しました。しかし、都条例は「開発事業の関係地域内で開催すること」を義務付けています。この都条例に照らして、今回のイオンによる説明会の会場は条例違反の疑いが強いといわざるを得ません。

ひばりが丘団地の居住者は多くが高齢化しており、滝山団地での説明会にはバスや電車を3回も乗り継がなければいけない状況の中で参加したくても参加できませんでした。

一方、ひばりが丘団地の中心には東久留米市立の南部地域センターがあります。これまでの説明会を当会場で開いており、今回も開けない理由はありませんでした。こうした状況に照らし、今回の会場が不適切であったことは明白です。私たちは、ひばりが丘団地をはじめ、イオン出店によって一番影響を受ける当事者である地域の住民が参加し、直接説明を聞ける会場での説明会の開催を求めるものです。

地域住民が説明を聞けないまま「環境アセスメントを実施した」「説明会を実施した」というのは到底納得できません。

イオンによる、「関係地域内」での住民説明会の開

催を強くもとめます。

- 19) 今回の環境アセスメントの住民説明会の会場も（東久留米の西部地域センターと西東京市の田無ホール）この地域に市の施設の南部地域センターがあるにもかかわらず出店予定地からかなり離れたところでした。このことはイオンがこの環境アセスメントを住民たちに真摯に説明をしようという気持ちのないことの現われでしょう。再度関係地域にある南部地域センターでの説明会の開催を強く求めます。
- 20) 予定地の住民の参加がしにくい不適切な場所で行われた説明会のやり直しを求めます。建築予定地にある第5小学校をなぜ使用しなかったのか理解できません。
- 21) 住民説明会に2回参加したが遠く、関係地域で住民説明会を開くことを強く求めます。イオンは条例違反している。
- 22) 都条例に従い、住民説明会を関係地域内で実施することを強く求める。
説明会を2kmも離れた滝山西部地域センターで開いたことは、説明会のアリバイづくりとしか思えない。
- 23) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針」において説明会は、地域住民が多く参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮するとともに…住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要である。」とされていますが、設定された説明会はその趣旨に反していたのではありませんか。また、環境影響評価法施行規則において、「説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町村の区域が含まれていることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。」としていますが、建設予定地にあるクラブハウスを利用できるにもかかわらず（以前はここで説明会を実施していた）、便の悪い会場としたことはその趣旨に反していたのではありませんか。趣旨に反していないとの回答の場合はその理由を具体的に示してください。
- 24) 住民説明会を2kmも離れた滝西地域センターなどで開いたり西東京市コール田無など不便な所で開いた。都条例違反である。関係地域で住民説明会を開くことを強く求める
- 25) 環境アセスメントの住民説明会会場が出店予定地より2kmも離れていて条例違反です。関係地域での住民説明会を開くことを強く求めます。
- 26) 説明会の場所と趣旨は、地域住民が多く参加できるよう開催されていないのではないか。
今回行なわれた環境評価書案に対する住民説明会は、住民に対して遠くの2箇所が指定されました。2年前に行なわれたイオンが行なった事業説明会は、計

画地内にあるクラブハウスを使用した記憶があります。なぜ今回は、遠く離れた場所にしたのでしょうか。質疑応答で、イオン側はこの場所しか確保できなかつたという説明に終始しましたが回答になっていません。なぜクラブハウスを使用しなかったのか。

わざわざ離れた会場で開催したのは、説明会を開催したという事実のためだけに、開催したとしか思えません。それもなるべく人の集まらないような会場を選んだのです。再度、地域住民が多く参加できるような説明会を開くよう要望します。

27) イオンは都条例の関係地域内で住民説明会開催の義務に違反している。早急に関係地域での説明会を開くことを強く求める。

28) 住民に対する説明会は、建設計画地から遠くはなれた場所で開催されました。地元の地域センターでは収容規模が小さく、小学校の施設は私企業には使用許可が出ず、また2年前に使った建設予定地内のクラブハウスは荒れて使用に耐えない、という説明でした。しかし東久留米市はその私企業の為に数億を費やしても道路を作り、その私企業のために小学校の校庭を削って歩道拡幅するほどの事をしているのに、小学校の施設をその説明に使わせないというのは説得力のないことと思えます。また、クラブハウスが2年で全く使用に耐えない状態になっているというのも納得しにくいものです。結果的に説明会に出席できなかった地元住民があり、利害関係者が意図的に排除されたと感じている人もいます。

29) 説明会の場所が遠く、多くの住民が参加できない。

30) 環境アセスメントの住民説明会をなぜ出店予定地から遠く離れた地域で開いたのでしょうか？

近くの南部地域センターでなぜ開かなかったのでしょうか？

最も影響の大きい地域住民に堂々と説得することが出来ないなにか、やましいところがあるのではないかと疑ってしまいます。地域住民が多数参加できると条例に基づく説明会の開催を南部地域センターで行うよう強く求めます。

31) イオンによる説明会が2回開かれましたが、どちらも現地から遠く離れた場所でした。事業者の住民に対する誠意が感じられません。

32) 環境アセスメントの住民説明会会場の位置が適正を欠く問題です。住民説明会は出店予定地から約2キロ離れた会場で行われました。予定地域内に会場があるにもかかわらず、そこで行わないのは都条例に違反するものです。

33) 最初に、今回の事業者であるイオン(株)の環境アセス違反行為について指摘する。平成20年8月2日と8月5日に行われた説明会は、理由もなく環境に影響を及ぼすおそれの或る地域外のしかも、予定場所から約2キロも離れた場所で行ったことは条例違反である。本来、一番害を受ける可能性がある地域住民に対して説明するべきものを、わざと当該住民が行きにくい場所を設定することに断固抗議するとともに説明会の無効を求めるものである。

都民からの意見書の概要	事業者の見解
34) 『イオン』の地元説明会の8月2日は滝山地区では納得させられずに怒号が飛び交い騒然とし8月5日田無多目的ホールでも「工事用のう回路を考える」に対し「市側は否定」と混乱した。これらの事も精査の上、御課の評価を下さんことをお願いする。	
2. 評価書案説明会の内容、配付資料等に関する意見	
1) 8月2日におこなわれた住民説明会は、住民説明会の態をなしていませんでした。本来一番利害関係のある地元地域ではなく、離れた滝山地域で開催し、説明会としての条件を満たしていないことについて、参加者から強く抗議されました。それに対するイオン側の対応は驚くべきものでした。司会者が参加者を恫喝するように語気を強め、無理に進行させ、しかも肩書きも名乗らない態度でした。そもそも住民の理解を得るという態度ではありませんでした。これでは、前提そのものが成り立ちません。	評価書案に関する説明会においては一時混乱が生じましたが、事業者による説明の後、皆様からいただいた意見や質問に対して説明を行い、無事閉会しました。
2) 説明会の改善について 説明会は、当該地から遠く離れた場所で開催され、影響を受けると想定される地域住民の参加がしづらい条件でした。また当日の運営においても、不十分な資料しか配布されず、説明も機械的に棒読みするだけ、また住民の説明や意見の無視など、誠意のない姿勢で、内容は非常にわかりにくいものでした。環境評価条例第17条の「関係地域の住民に周知するため」という目的を達成したとはとても言いたいものです。ただ説明会を行えばよいといった形骸化されたものでした。当該地での開催・必要な資料の配布・丁寧なわかりやすい説明と回答を望みます。また、そのための東京都の指導を要望します。	環境影響評価は、事業計画の内容が全て決定してから実施するものではなく、事業内容を検討するに当たって、事業による環境への影響の程度や保全対策についてあらかじめ把握し、その内容を都民の皆様に公表して意見をいただくものです。設計等の詳細な検討が進んでからでなければお答えできない点もございますが、説明会においては、説明資料、配付資料ともなるべく分かりやすいよう作成し、ご質問やご意見に対しては、事業者としてお答えできる範囲で可能な限り詳細な説明を、誠意を持ってさせていただきました。
3) 回答も最後はいつも未だ決まっていないと、逃げてしまう 2年後に開業しようとする計画が、未だ決まっていないのは理解できない。	なお、当日配布した「環境影響評価書案のあらまし」は、説明会用に抜粋したものですので、評価書案の内容全てが記載されているわけではありません。あらましにはイオンの環境理念を記載していませんが、そのことでイオンの環境理念が変わるものではありません。
4) 社会的・環境的な考慮が不十分で本年8月の説明会でも住民へ誠意ある回答を示していただいていると考えます。誠意のある回答をして企業の社会的責任を果たすべきではないでしょうか？	
5) 8月2日イオンによる住民説明会が行われ出席しましたがとても納得できるものではありませんでした。住民の不安や不満、質問に対して納得してもらいたいという態度と説明が全くないこと。	
6) 環境を考える事務局長が提出した意見書（公開）に対する反論 環境を考える会の行為は威力業務妨害の虞があり民主主義を根底から括るがす行為である。	
イオンの説明会は冒頭「イオン反対」のゼッケンをした参加者70名程が《開会の辞》を遡り、突然「説明会場の設定が条例違反だ！それに答えろ」と叫んだ。「開催場所については届けをしている」との返答も聞かず、いきなり主催者（イオン側）のテーブルを4～5人が担当者の前に立ちふさがり罵倒、またはマイ	

都民からの意見書の概要

事業者の見解

クを取り上げ会場の前面に出て演説を始める。其の他の前列に多数のメンバーが躍り出た。結果、説明会の進行を40分程妨害した。説明をやらせないようにスライド映写機を遮断した。私は一瞬背筋に旋律が走り殺意にも似た恐怖感を感じた。主催者側の担当者もそうであろう。これが民主主義であろうか。賛成も反対も双方の意見を聞くことでより理解が深まる。眞の民主主義を標榜する共産党の市議（意見書を提出した旨公表している環境を考える事務局長）が全席の真中に陣取っていたが期待したにも拘わらず制止することもなかった。その後の説明の間「分からない!もっと分かりやすく説明しろ!」と女性の声での連呼が聞こえた。「この場所は議会では無い、政治活動は止めろ! 住民説明会場だ」と叫んだ。「業務を妨害するに足りる行為（威力）業務妨害の虞」「抽象的危険犯」を感じた。公平な立場で「地域住民の生活環境に重大な影響を及ぼすことを懸念する」のではなく、その本質はイオン出店を材料に利用した特定の思想に汚染された政治活動である。

- 7) 「評価書(案)」を閲覧したら巻頭に「イオン環境理念」が掲載されていた。“これらの活動が地域に根ざしたものであると認識し地域の方々とのパートナーシップを育み”云々と宣言もあり、高邁な理念かなと読みましたが、八月二日の西部地域センターに於ける説明会を聴いたところ、地域住民とのパートナーシップを断ち切っても計画を強行するとの意思と姿勢を示されました。
当日配布された「環境影響評価書案あらまし」には、「理念」は表示されていませんでした。

- 8) 事業者による環境影響評価書の説明の趣旨は大変良く理解出来ました。私たちが住んでいる周辺の生活環境が格段に改善され将来においてより文化的な暮らしが実現でき、尚且つ東久留米市の財政も大幅に改善されるので、東3・4・18号道路の完全開通（所沢街道から五小通りまでの）を待ってイオンショッピングセンターが建設されることを切望します。

本事業に対してご理解いただき感謝いたします。

評価書案に関する説明会においては一時混乱が生じましたが、事業者による説明の後、皆様からいただいた意見や質問に対して説明を行い、無事閉会しました。

今後とも周辺環境の保全には十分配慮しながら進める所存です。

13.1.11 その他

都民からの意見書の概要

事業者の見解

1. アセス制度に関する意見

- 1) 環境アセスメント制度はなんのためにあるのか
今回の評価書案をよみ、説明会での説明を聞いて思うことは、肝心なことは何も判らないということです。これまで多くのアセス図書を読んでいますが、これほどいい加減な作文を見たことがありません。しかも説明会で内容の説明を行ったのは、アセス図書を作成したパシフィックコンサルタントの担当者です。つまり事業計画者は、この環境アセスメントの手続きを行うことで、環境への配慮をどのように行ったかなどということは、まったく怠りがないから説明を出来ない。コンサルの担当者は、一定時間我慢をすれば、自

本事業は、東京都環境影響評価条例に基づき手続きを実施しており、項目選定の他、調査・予測・評価については、「東京都環境影響評価技術指針」に沿って行っています。

分の仕事は終わりだ、環境アセスメントは建設を進めるための手続きの一つといった態度です。

2) 遂に其のショッピングセンターが不入りの結果、確かに騒音数値は上がらないだろうが、やがては撤退という事態となり現実に地方都市で幾つも同じ例が報告されて居りそして其の後何が残るのかと言えば都心中心部又は其の周辺区域商店街の空洞化だけという現実を考える時、単なる「アセスメントの数値」の審査とは何の意味を持つのかという疑問が湧く。矢渡り、単なる「アセスの予測数値」のみでなく、より「包括的」見地からの審査が必要なのは言うを俟たない。しかし、今回の『評価案』に対する御課「環境影響評価課」の審査に「実地検認」はなさらないだろう。何故なら此れはその自治体＝東久留米市の行政の問題だから、ということになろう。そうすると、問題は現在の日本の「自治体」の現況に係わる二つつまり『与えられた「民主主義」の基での自治が日本全体である程度出来上がっている自治体はほんの数える程であるのだが私の調べての感想だ。残念乍ら「東久留米市」はそれに程遠い』といわざるを得ない。

3) 環境影響評価の考え方について

現在の「東京都環境影響評価条例」の評価項目には景観、史跡・文化財、電波障害などの項目に一部その地域に生活する者の視点が存在するが基本的に生存上の身体的影响及び対象地域の自然状態、生態系への物理的影响が中心であり、それらの要因となる事象がもたらす「生活環境」、「社会環境」への影響の視点に基づく評価項目自体がより設定されるべきと考える。

4) 対象事業地の周囲は全て第1種低層住居専用地域と第1種、第2種中高層住居専用地域であり、良好な住居環境を保護するために定められた地域である。対象事業地は用途変更を行う以前は第1種中高層住居専用地域であるものを近隣商業地域に変更することで、住宅地としてのバランスを欠くものであるばかりでなく、「近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業」とする用途地域の目的を大きく逸脱し、予定される店舗規模は大きくその商圈も広く、とても近隣住宅地の住民に対する日用品の供給を目的とするとは思えない。

これらのこととは対象事業がいかに世の中の基準から外れた事業であるかを判断することができるであろうし、こうした逸脱した状況を十分に考慮した慎重な影響評価が行わなければいけない。

近隣住居の住民の生活環境に与える影響として、大気汚染や悪臭、騒音、景観だけでなく、交通渋滞、買い物客の集中による影響、抜け道の通り抜けによる交通事故などの影響も判断すべきである。これらの影響を判断するには既存の環境基準に則った簡単な観測によってのみでは行うことができず、事業者による評価を行うことが難しいため、近隣住民の意見書により判断を行う必要がある。対象事業に寄せられる意見書に近隣の生活環境への影響を懸念する指摘には誠実にその対応を行っていく必要のある事業であると思われる。

都民からの意見書の概要

事業者の見解

2. 大規模小売店舗立地法に基づく手続きに関する意見

1) 大規模小売店舗立地法は「大規模小売店舗の立地に關し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保する」としております。ここでいう「生活環境の保持」とは、具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞・交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味していることはご承知のことと 思います。

「周辺の地域において通常存することが期待される環境」とは「当該地域の住民が、感覚的に不快と感じない状態」に加え「当該地域の住民が享受することを期待し得る、利便性」をも含む概念です。すなわち、大規模小売店舗の立地に際して特徴的に生じる問題の中には騒音のように感覚的に不快と感じる事象もあれば、交通渋滞のように利便性の低下と捉えられる事象もあるわけです。この法律は、この両者を「生活環境」と捉えて、「生活環境」を保持しつつ大規模小売店舗の立地が行われることを実現しようとするものです。

今回の環境影響評価書案は、以下に詳述しますが、このような法の趣旨を踏まえた調査結果としては、調査・検証不足であるという感は否めず受け入れることは困難であると言わざるを得ない内容となっています。

福田総理(9月1日に退陣を表明されました)も、「安全・安心な行政の実現」、「国民の皆さんを感じている生活不安に対してしっかりと対応していくことが必要」等常々話されており、そのような政治、行政、世論の流れの中では、近隣住民の「痛み」や「不安」に答えるためにも地域の住民の目線に立った、実態に即した環境影響評価を実施し、それに基づき出店計画の抜本的見直しを含めた事業計画の修正を行う必要があるのではないかでしょうか。

(参考：http://www.kantei.go.jp/jp/jukudaspeech/2008/08/01_press.html)

2) 大規模小売店舗立地法のもとで、大型店が出店する場合、届け出を受けた都道府県ないし政令指定都市は、生活環境への影響などを審査し、地域の住民や経済団体の意見を踏まえて大型店側に対策を求め、生活環境対策が不十分な場合、変更を迫る「勧告」が出せると思います。「国民の皆さんを感じている生活不安に対してしっかりと対応していくことが必要」との福田総理の方針がありますが、東京都におかれましても、本事業について、厳格な審査を行い、周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすと認められる場合は積極的に「勧告」を出し、事業者に是正を図るよう指導をお願いします。

大規模小売店舗立地法手続きは、今後のスケジュールの中で実施します。

3. 図書の縦覧・閲覧に関する意見

1) 環境影響評価の問題について

環境影響評価制度では、事業計画の閲覧が未だに現

環境影響評価の手続きは、東京都環境影響評価条例に基づき実施しています。提出

都民からの意見書の概要

物の閲覧方式で、数百ページに及ぶ資料の現物の貸し出しを受けなくては内容を確認することができず、情報の透明性、公開性という点において極めて閉鎖的で前時代的な印象を受ける。閲覧者の記名の必要性などが配慮されているとしてもコピーをとって二次配布ができる時点でその合理性はなく、現物の閲覧という方法は関係者に不利益を与えている以外何もない。事業の資料などは電子化を行い、電磁的な媒体で取り扱うことができるようすることが急務であると考える。

環境影響評価の評価対象の項目として生活環境に対する対応がなく、この点は事業規模に応じた評価項目の数値を採用したり、事業によっては事業地周辺の生活環境の変化について確實に評価すべきである。この評価項目が予め挙げられていないために大型ショッピングセンターなどの事業では極論をすれば排気ガスによる大気汚染が問題なければ「法的合理性をもった問題のない事業」と評価されてしまう恐れがある。高速道路の建設事業の環境影響評価にも使用されているような制度でショッピングセンターの交通集中を評価することに妥当性があるのか大いに疑問がある。

当事業のような場合は評価すべき項目は別のところにあるように思える。

また、交通に関する評価が排気ガス、振動、騒音に限っており、安全性という観点を欠いていることに大きな問題がある。当事業のようなショッピングセンターの影響は、環境に与える影響にも配慮する必要はもちろんあるが、その事業が存在することによる周辺環境への影響が大きく、その点においては交通に関する影響が大きいと思われる。自動車の交通による安全性の変化に関する評価や自動車の交通集中を回避する生活道路への入り込みなど、自動車による影響は多くあるが何も評価する対象としては挙げられていない。このことは環境影響評価制度が評価の対象として予め挙げてないことが原因であると考える。

2) 地元自治体に配布された環境影響評価書案は、住民の閲覧・縦覧に供するにはあまりに小部数で、そのため貸出期間が1週間とあまりに短く600ページもの大部の当評価書案を読むには無理な閲覧・縦覧条件となっていました。これでは多くの住民が読んで意見書を提出することは難しいと思います。

3) 貴審議会は出店を前提にして条件を検討するものとうかがい困惑している。これでは本件の場合もそうだが、環境保全の機能は発揮されない場合が少なくなことを真摯に受け止めるべきだ。

4) 環境影響評価書案に記載されている交通計画等の都民からの意見の概要には、交通渋滞について「その他」の項目に以下が記載してある。

『調査計画書の交通動線計画にはかなり無理がある。そもそも、住宅街の真中に1日8,000台の自動車と一万人を超える買い物客が集中する繁華街を突然出現させようとする発想に無理がある。出店構想自体の再検討を求める。』概要書P102

最後になって評価書案のこの意見に出会ったが、こ

事業者の見解

した評価書案等は、東京都環境影響評価審議会において審議されています。

図書の提出部数等についても、事業者は東京都環境影響評価条例に定められた部数を東京都へ提出することとなっています。縦覧、閲覧用の部数については、東京都及び各関係市により決定されており、貸出期間についても事業者の関与するところではないため、東京都及び関係市に対するご意見として承りました。

また、環境影響評価の項目についても、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価項目に沿った分類を基本として記載していますので、項目外の事項については評価書案においても「その他」として分類しました。

なお、本事業の交通安全対策については、出入口における誘導員の配置、計画地周辺の歩行者空間（歩道、歩道状空地）の整備、計画地開発と同時期に予定されている周辺道路における拡幅、交差点改良等により対応可能と考えています。また、開店直後については、交通誘導員を配置し十分な対応を図るものとします。（詳細については、今後検討します）

都民からの意見書の概要		事業者の見解
<p>の記述は計画に対する基本的な考え方を述べている。 「その他」で扱うべきものではない。</p>		
5) 環境影響評価書案の縦覧・貸出の改善について		
東久留米市都市建設部環境政策課において実施されましたが、設置場所は市役所のみ、貸出期間は1週間と短い、市役所開所時間内に借りに行き返すといった方法で郵送・時間外の警備員への返却は不可でした。仕事をもつものにとっては借りづらい条件でした。(私は休暇を取りました)たくさんの意見が提出できるよう、誰もが縦覧・貸出できる柔軟な方法に改善して頂きたいと思います。東京都の指導を要望します。		
6) 客観的な第3者機関・行政がイニシアチブをとった環境影響評価の必要性について		
今後、審議会や審査などが予定されているようですが、食品偽装などが氾濫し、また地球環境問題が大きなテーマとされている昨今、行政の果たすべき責任と役割は大きいと考えます。イオンという事業者が実施した環境評価だけでなく、客観的に利害関係のない第3者または行政主導の適正・厳正な調査等環境影響評価を実施する必要があります。		
7) 東京都は、許可権を持つ立場として、すでにイオン誘致を決め、数億円の費用を小学校運動場をせばめるなどの工事に使ってしまった東久留米市に対し、土地利用転換手法などを認めることなく、本来、この種の大型商業施設建設には近隣住民や商店主たちの同意が必要であることは、十分ご理解いただいているはずなので、未だにその考えをもたない野崎東久留米市長には、近隣住民や商店主たちを交えて協議会を持つようご指導いただきたい。		
8) 市立小学校の真ん前に巨大商業施設を誘致することも、常軌を逸している。委員の皆様には、現地を確認し、正しい環境評価をお願いしたい。		
4. 住民との協議の機会に関する意見		
1) (環境保全のための措置)	近隣住民との協議の場を常設する予定はございませんが、今後、大店立地法手続きの中で説明会の開催を予定しています。また、東京都景観条例では近隣住民との協議については規定されていません。	
ショッピングセンターの出店は、近隣住民にとって継続的に影響を受けることとなるので、近隣住民との協議の場を常設し、定期話し合いを踏まえて、適切に環境保全対策を行うよう記載してください。		
2) 概要4ページの景観についてであるが、「東京都と事前協議」とある。近隣住民との協議も必要なのではないか。東京都の見解をお示しいただきたい。		
5. 評価書案自体の信頼性及び委託業者に関する意見		
1) 調査業務受託者の妥当性	本事業における業務受託者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社が過去に受けた処分は、本事業とは一切関係ありません。また、同社と株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)は別法人です。	
事業者が調査業務を委託している「パシフィックコンサルタンツ株式会社」は、数々の不祥事を起こしているPCIの兄弟会社であり、同社自体も各地の自治体から営業停止等の処分を受けている「いわくつきの問題会社」である。		
社会常識的には、同社は「反社会的勢力」に該当の懸念があり、かかる会社に調査業務を委託し、当該調査結果を東京都に平気で提出するイオンも、重大なコンプライアンス体制面での欠陥をもった会社ではないかとの疑念を抱かざるを得ない。	環境影響評価の手続きは、事業実施前にその影響の程度や保全対策を検討するものであり、東京都環境影響評価条例に基づき手続きを実施しています。	
	なお、事業者による大気汚染の測定データ	

都民からの意見書の概要	事業者の見解
<p>東京都におかれましては、かかる「反社会的勢力」の作成した評価書案がはたして妥当なものと判断されているのでしょうか。</p>	<p>タが、市民団体が過去に実施した簡易測定法による実測値と異なっておりましたが、事業者が実施した調査方法は「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 2 日環境庁告示第 38 号)に定める公定法による調査であり、信頼性は確保されています。また、同地域で補足的に実施した簡易測定法による調査においても、同等の値を示しました。この簡易測定に際しては、一般環境大気測定局横で同時に測定し、公定法の値と比較しましたが、同等の値を示しています。さらに、東久留米市による調査においても、事業者が実施した調査結果と同等の値となっています。</p>
<p>2) この環境影響評価書案を作成受託したパシフィックコンサルタンツ社に関してであるが、グループ企業が詐欺集団であったことに加えてこの企業も日本全国至る所で談合に関与し、指名停止処分を受けている。また常習的に水増し見積もりを作成して落札業者の不正な利益増大(つまり税金詐取)を計るとの業界内定評を得ている。</p> <p>かかる倫理的に疑わしい企業に委託するのはいかがなものか。</p> <p>すなわち魚心あれば水心の呼吸があったのではトイオン自身の倫理観念をも疑われても仕方ないのでないか。</p>	
<p>3) 評価書案の信頼性について</p> <p>評価書案を作成したパシフィックコンサルタンツ社は全国で談合事件に関与し、指名入札停止処分を受けています。また水増し見積もりを作成して受注企業の便宜を図るという噂も絶えずあるようです。</p> <p>トイオンショッピングセンターを誘致する東久留米市と出店を計るトイオンとが共にこのような倫理的に問題のある企業に調査業務を委託したというのは不見識という以上の疑惑を抱かせます。</p> <p>本当にこの評価書案の内容は公平で妥当なものなのでしょうか。</p>	
<p>4) トイオンは説明会で「不祥事は誠にもうしわけないが、事業内容は違うので信頼してほしい」とトイオンの契約する建設コンサルタント「パシフィックコンサルタンツ」(ベトナムなどで贈賄容疑で新聞一面で問題が報じられている PCI (パシフィックコンサルタンツ・インターナショナル) と同じ会社) に関して述べました。このコンサルは、昨年から今年にかけて東久留米市議会を紛糾させ、市長や副市長などが処分された事件で、地区計画策定業務を市から委託された業者でもあります。こうした業者に丸投げして、つくったずさんな環境アセスは、信じることはできません。</p>	
<p>5) トイオン誘致される側にとってこのような倦厭があるにもかかわらず、「トイオン建築環境評価書案」は利潤追求のための所業を成し遂げるために、それがもたらす環境破壊という副作用の戒めが「基準値内」であることを数字でつじつま合わせしているに過ぎないと思います。どんなに立派なアセスメントが答申されようと私にはそのようにしか思えません。</p> <p>トイオン進出に反対です。</p>	
<p>6) 環境影響評価書案に対する信頼性に疑問</p> <p>環境影響評価を担当したパシフィックコンサルタンツ(株)は、海外の ODA 事業に関連して、相手先幹部に巨額の賄賂を提供し受注工作を行ったことが明らかになり、このほどコンサルタント事業の廃業に追い込まれた(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル (PCI) と同じ経営理念をもつグループ企業である。</p> <p>このような企業が行った、事業者にとって都合のい</p>	

都民からの意見書の概要

事業者の見解

い数字が並べられている報告書の信頼性は、非常に乏しいものと言わざるを得ない。

しかもこの企業は、東久留米市の発注した「南沢地区計画策定業務」(都市計画マスタープランの一部改訂の必要性を認めたもの)も受注しており、一方で大型店の誘致による土地活用を強調し、同じ企業が環境影響評価で「環境面での問題なし」とすることは、あまりに不公正と言えるのではないか。

環境アセスメントは、専門的な調査であるがゆえに市民にはわかりにくく、公正な倫理観をもつ機関が、適正なプロセスで実施するべきものである。

よって他の機関に再度、調査を行わせること、最も信頼性を担保することになると考える。

7) 受託業者について

環境影響評価書案のアセスメント受託者名は、パシフィックコンサルタント株式会社となっている。ODA 賄賂など一連の不祥事を起こしてきた会社のグループ会社に受託する事は、道義的観点から適当ではないと思う。

8) イオンはこの調査に関して、子会社が国際的なODA 事業における賄賂事件に関与して、極めて評判の悪い調査会社を起用しており、イオンの強気の出店計画を正当化するための、環境影響調査項目を設定、その調査結果を唯一のよりどころとして悪影響は全くないがごとき説明をしたが、当日、駆けつけた近隣住民の心配事はまるで杞憂であるといわんばかりの対応をしたことに、極めて悪い印象をもちました。とりわけ、建設予定地周辺の住民や商店主が集まりやすい説明会場を設けるべきであるのに、それを怠った事業者に対し、憤りを持った人たちが、かなり参加していました。

9) PC 社に説明させた内容についてコメントします。

調査した地点は、建設前の数値であること、建設中の環境悪化がもたらす影響についての PC 社の判断は、決して近隣住民の理解を得られないことを指摘します。PC 社そのものが疑惑の中にある企業である以上、事業者は別の調査会社を選択して調査をやり直すべきです。

10) 今回縦覧された環境影響評価書案に関しては、調査にかんしてもまたそれに基づく評価についても意図的に問題のある評価箇所を排除したかのように感じられる。あるいは数値の根拠に疑問があるなど多くの問題を感じる内容であり、以下に述べる通りさらに充分な調査と説得力ある根拠説明あるいは計画内容の改善を望むものです。

11) イオン側の、想定での環境アセスは、我々素人にはどこまで信用して良いのか解らない。全て壊してからでは取り返しが付かない。適切なご判断を。

12) 評価書は大気汚染データが市民団体の測定値と大巾に異なるなど、調査そのものの信頼性に疑問がある。本件の調査・評価を請け負った PCI は、公共発注や OED で不正が発覚するなど、公共発注指名停止処分も予想される体質を有しており、公正性が求められる調査等においてまったく不適格である。

6. その他の意見

1) 今回の「環境影響評価書案」は閲覧内容及び説明会の内容は環境基本法・東京都環境影響評価条例・同施行規則等の各種法令が順守され、且各細目における環境基準値をクリアするものと認められる。又事後調査手続きが担保される限りにおいて環境保全がなされるものであり、異議はありません。	<p>本事業に対してご理解いただき感謝いたします。 今後とも周辺環境の保全には十分配慮しながら進める所存です。</p>
2) 本件に反対している一部の市民は、東久留米市の財政の窮状を理解する能力が無く、市税（所得税）を払いもしない一部の商店主の応援に荷担しているだけのことですので、市当局およびイオン株式会社の原案通りに本プロジェクトを推進されるように希望します。	
3) 環境影響評価案の各内容は合理的根拠のあるものであり、手続き等においても重大且聰明な瑕疵を認めない。 示された項目・数値等は「環境基本法」に規定する国の責務及び地方自治体の責務を果たすものである。又公益性のもとで各影響は受忍限度の範囲である。	
4) 本事業における環境評価について 本事業並びに本環境影響評価書案は環境省総合環境政策局環境影響評価課にて実施されている「環境影響評価制度総合研究会」にて、議論されている事例である（平成20年8月16日開催）。 その研究会では、本事業の環境影響評価案は住民説明会にて充分に住民への説明なされていないとの報告があり、議論されている。 本事業は当研究会から一定の判断がなされてから、再度評価書を作成すべき。	<p>本事業においては、事業の構想段階から周辺住民の皆様に戸別訪問を行いご理解とご協力をお願いしてきた他、環境影響評価の手続きには義務付けられていない調査計画書公示後についても、合計9回の説明会を実施し、さらにその後も数カ所において個別訪問説明を行っており、通常の環境影響評価手続きよりも丁寧に住民の皆様に説明して参りました。</p> <p>なお、評価書については、今後の手続きで作成されます。</p>
5) 東京都環境影響評価条例第11条に基づき、複数の対象計画の案について検討して下さい。	東京都環境影響評価条例11条で対象としている環境配慮書は、計画段階環境影響評価手続きであり、対象事業は、東京都が実施する一定規模以上の事業に限られます。
6) 環境影響評価書案の概要（以下、概要）3ページにある騒音だが、すでに基準値を上回っているわけであり、容認できない。補償措置を講じてもらいたい。	道路交通騒音については、一部の道路において現況で既に環境基準を超えております。これらの道路において事業による付加分は、1dB程度又はそれ以下です。
7) イオンは災害時には駐車場を避難場所として住民に提供すると評価ポイントにあげていますが、数千台駐車場に引火性災害が発生した場合を想像すると恐怖を覚えます。	新潟県中越地震の際には、ジャスコ小千谷店の駐車場にバルーンシェルターを設営し、最大時約400人の被災者の方が利用しました。 <p>火災に対する対策は万全を期したいと考えています。</p>
8) 当該地域の設定について 『環境に影響を及ぼすおそれのある地域』の設定が非常に狭いです。道路状況やイオンの施設規模・1万以上の来店車両台数などからみると、新所沢街道・小金井街道・新青梅街道周辺（前沢・南町全域）、東はひばりが丘団地・ひばりが丘全域に影響が及ぶと考えられます。広域の調査が必要です。	対象事業の実施によって環境影響評価の項目が環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、事業の内容や地域の状況を勘案した上で、最も広く影響が及ぶと考えられる電波障害の影響範囲及び景観の調査範囲（近景～中景域）を考慮し設定しています。なお、交通計画上の調査は、広域を対象に検討しています。

都民からの意見書の概要	事業者の見解
<p>9) 計画地の隣接に新たに道路が出来たが、折角の雑木林・畠が無くなってしまい、都市化して、環境が悪くなつた。</p>	<p>道路の管理については事業者で対応できませんが、計画地内は緑化、植栽、公園として周辺に開かれた空間の確保など実施します。</p>
<p>10) イオン等の近隣に対する不誠実さを列挙致します。</p> <p>①2008年8月22日の説明会の案内は当家に届いていない（隣接地でありながら）。</p> <p>②2006年2月にイオン担当者が来宅、計画が決定する前にこの事態をPCをシミュレーション（わずか数メートルのところに20メートルのコンクリートの固まりをイメージするもの）を提示する約束をしながら未だそれがありません。</p> <p>③市役所の当部説明図には隣接する拙宅等が記載されていない社撰さ</p>	<p>8月22日の説明会は東久留米市により開催されたものであり、評価書案について事業者が開催した説明会ではありません。したがって、配布範囲等についても把握していません。</p> <p>評価書案に係る説明会の案内は、関係地域内に各戸配布しました。また、マンション等において管理者より各戸配布をお断りされた場合には、掲示板等に掲示していただくようにしました。</p> <p>②の個別のご要望に関しては、対応が困難な場合があります。</p> <p>③については、東久留米市に対するご意見として承ります。</p>